

2025年4月

2025年3月24日より、マイナ免許証の運用が開始されました。それに伴い、弊社でのマイナ免許証の取扱いを下記に定めさせていただきますので、ご理解の程お願いいたします。

## ①本人確認書類として、提示する場合

マイナ免許証で必要事項の確認ができますので、受講当日には原本をお持ちください

## ②免除要件（受講資格）として、提示する場合

マイナ免許証のみでは必要事項の確認ができませんのでご自身で「マイナ免許証読み取りアプリ」を使用して免許の種類（普通自動車、大型特殊など）・有効期限が確認できる状態\*にしてください。アプリの画面上に表示された内容を確認させていただきます。

\*「氏名なども表示する」をオンの状態

また、**申込書にはその内容を印刷したものの添付**をお願いいたします。

マイナ免許証読み取りアプリ

